

作成日 2010/05/06  
改訂日 2015/08/07

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 ボンド 変成シリコンコークQチューブ ホワイト  
製品コード 171533  
供給者の会社名称 コニシ株式会社  
住所 大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)  
担当部門 大阪研究所 研究開発第5部  
電話番号(大阪営業推進部) 06-6228-2994  
緊急連絡電話番号(夜間・休日) 090-7356-6462

推奨用途及び使用上の制限 一般建築物の内外装目地。モルタル・コンクリートの亀裂補修。塩ビ鋼板・カラー鉄板の接合部、トタン・ブリキ・折板などの継ぎ目シール。パイプ貫通部まわりのシールや自動車・車輻・船舶の窓枠・継ぎ目シールなど。大理石、上水道の給水用塩ビ管、継ぎ手には使用しないこと。所定の用途以外には使用しないこと。

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性 可燃性固体 区分外  
自然発火性固体 区分外  
自己発熱性化学品 区分外  
水反応可燃性化学品 区分外  
酸化性固体 区分外  
健康有害性 吸引性呼吸器有害性 区分外  
環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分3  
水生環境有害性(長期間) 区分3  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

危険有害性情報 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害  
注意書き  
安全対策 環境への放出を避けること。(P273)  
廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物  
化学名又は一般名 1成分形変成シリコン系充てん材

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
有機スズ化合物	1%未満	非公開	非公開	非公開	非公開

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

### 労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 不燃性及びその化合物(法令指定番号:322)(5%未満)

## 4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

- 眼に入った場合** 多量の水と石鹼で洗うこと。  
直ちに医師に連絡すること。  
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合** 直ちに医師に連絡すること。  
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護** 直ちに医師に連絡すること。  
救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤** 大量の水を放水する。水がないときは二酸化炭素、粉末消火剤あるいは土を用いる。
- 特有の危険有害性** 可燃性物質：燃えるが、容易に発火しない。
- 特有の消火方法** ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
- 消火を行う者の保護** 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置** 関係者以外は近づけない。  
漏洩場所を換気する。  
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項** 環境中に放出してはならない。  
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。  
希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材** 危険でなければ漏れを止める。  
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 二次災害の防止策** 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い**

  - 技術的対策** 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
  - 安全取扱注意事項** 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。  
換気の良い場所で取り扱うこと。  
眼、皮膚又は衣類に付けないこと。  
取扱い後はよく手を洗いうがいをする。
  - 接触回避** 『10. 安定性及び反応性』を参照。
  - 衛生対策** 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 保管**

  - 安全な保管条件** 特別に技術的対策は必要としない。  
『10. 安定性及び反応性』を参照。  
湿気厳禁。  
日光から遮断すること。  
容器を密閉して保管すること。  
保管温度：5～35℃
  - 安全な容器包装材料** 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
有機スズ化合物	—	—	—



発がん性	0%以上含まれるため生殖細胞変異原性—分類できないとした。 分類結果は発がん性—区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため発がん性—分類できないとした。
生殖毒性	分類結果は生殖毒性—区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖毒性—分類できないとした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類結果は特定標的臓器毒性（単回ばく露）—区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性（単回ばく露）—分類できないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	分類結果は特定標的臓器毒性（反復ばく露）—区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性（反復ばく露）—分類できないとした。
吸引性呼吸器有害性	40℃動粘性率が20.5mm <sup>2</sup> /sより大きいため吸引性呼吸器有害性—区分外とした。

## 1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	混合物の成分の（毒性乗率X100X水生環境有害性（急性）—区分1）+（10X水生環境有害性（急性）—区分2）+水生環境有害性（急性）—区分3の濃度合計が150%のため水生環境有害性（急性）—区分3とした。
水生環境有害性（長期間）	混合物の成分の（毒性乗率X100X水生環境有害性（長期間）—区分1）+（10X水生環境有害性（長期間）—区分2）+水生環境有害性（長期間）—区分3の濃度合計が150%のため水生環境有害性（長期間）—区分3とした。
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 乾燥物は廃プラスチック類に分類される（安定型産業廃棄物）。 建設現場での硬化した廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の建設廃材の処分基準に従うこと。
汚染容器及び包装	空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。 外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理（単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物）。 金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。 ガラス容器：ガラスくずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。 プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。

## 1 4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the	Not applicable

IBC code	
航空規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
<b>国内規制</b>	
陸上規制	消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
特別の安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行うこと。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
消防法	指定可燃物 可燃性固体類
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項

## 16. その他の情報

連絡先	『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。
参考文献	J I S Z 7 2 5 2-2 0 1 4 GHSに基づく化学物質等の分類方法 J I S Z 7 2 5 3-2 0 1 2 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス (平成25年7月) 一般社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン (2012年6月) 日本ケミカルデータベース(株) SDS作成システム「ロジスト」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。 以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。 法改正や製品の改良によりSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。 SDSの伝達の経路：安全データシート (SDS) は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】
ホルムアルデヒド放散等級 前版からの変更点	日本シーリング材工業会自主管理規定 JSIA-003065 F☆☆☆☆ 「9. 物理的及び化学的性質」に変更があります 「12. 環境影響情報」に変更があります 「14. 輸送上の注意」に変更があります 「16. その他の情報」に変更があります